



2020年5月14日

各 位

会 社 名 エ イ ベ ッ ク ス 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 C E O 松 浦 勝 人  
(コード番号：7860 東証第1部)  
問 い 合 わ せ 先 代 表 取 締 役 C F O 林 真 司  
T E L 0 3 - 6 4 4 7 - 5 3 6 6

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月26日開催予定の当社第33期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、2020年4月13日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、監査等委員を取締役会の構成員とすることで取締役会の監督機能の実効性の確保とコーポレート・ガバナンス体制の更なる強化を図るとともに、取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役に委任することにより監督機能と業務執行の分離を図ることで、迅速な経営意思決定を行い、業務執行の機動性向上を目指すため、2020年6月26日開催予定の当社第33期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の定款の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2020年6月26日(金)(予定)  
定款変更の効力発生日 : 2020年6月26日(金)(予定)

以 上

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略) (機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>及び会計監査人を置く。 (公告方法)</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は <u>20</u> 名以内とする。  (新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (条文省略) <u>(取締役の解任方法)</u></p> <p><u>第21条 取締役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり) (機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、<u>監査等委員会</u>及び会計監査人を置く。 (公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は <u>(監査等委員である取締役を除く) 10</u> 名以内とする。  ② <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② (現行どおり) (削除)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</p>

までとする。

(新設)

(新設)

(取締役会の招集者及び議長)

第 23 条 (条文省略)

(取締役会の招集手続)

第 24 条 (条文省略)

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(役付取締役)

第 25 条 (条文省略)

(代表取締役)

第 26 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

- ② (条文省略)

(取締役会の決議の方法)

第 27 条 (条文省略)

(新設)

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 (条文省略)

(議事録)

第 29 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び

のに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集者及び議長)

第 22 条 (現行どおり)

(取締役会の招集手続)

第 23 条 (現行どおり)

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(役付取締役)

第 24 条 (現行どおり)

(代表取締役)

第 25 条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く)の中から代表取締役を選定する。

- ② (現行どおり)

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 (現行どおり)

(議事録)

第 29 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこ

<p>監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p>	<p>れに記名捺印又は電子署名する。</p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>(取締役会規程)</p>	<p>(取締役会規程)</p>
<p>第30条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
<p>第32条 (条文省略)</p>	<p>第32条 (現行どおり)</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の数)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 当会社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役を選任する方法)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条 <u>監査役を選任する決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役任期)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第35条 監査役任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第36条 <u>監査役会はその決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集手続)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第37条 <u>監査役会の招集は、各監査役に対し会日3日前までにその通知を発する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p>② <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	(削除)
<p>第 38 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(議事録)</u></p>	(削除)
<p>第 39 条 <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p>② <u>監査役会の議事録は、議事の日から 10 年間本店に備え置く。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削除)
<p>第 40 条 <u>監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削除)
<p>第 41 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削除)
<p>第 42 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u> <u>(常勤監査等委員)</u></p>
<p>② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>第 33 条 <u>監査等委員会はその決議により常勤監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集手続)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 34 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日</u></p>

	<p><u>3日前までに各監査等委員に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p>第35条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(議事録)</u></p> <p>第36条 <u>監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印又は電子署名する。</u></p> <p>② <u>監査等委員会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第37条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 計算</p> <p>第43条～第46条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 計算</p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>
	<p>第1条 <u>当社は、第33期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>本条の規定は、2030年6月末日の経過により削除する。</u></p>

以上